

# 教育こども委員会報告資料

- 報告第1号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について  
… P 1
- 報告第2号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について  
… P 4
- 「議案第19号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案」の関連報告について  
… P 6
- 第3次福岡市教育振興基本計画の原案について  
… P 7
- 専門学科を有する市立高校のあり方の検討状況について  
… P 11

令和7年2月  
教育委員会

## 報告第 1 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

### 2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

### 3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
  - (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
  - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決を求める。

### 4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	円 73,208	令和6年 7月17日	令和6年 12月11日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	116,121	令和6年 10月8日	令和6年 12月11日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	116,121	令和6年 10月8日	令和6年 12月11日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	111,043	令和6年 10月8日	令和6年 12月11日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	111,043	令和6年 10月8日	令和6年 12月11日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	87,755	令和6年 10月8日	令和6年 12月11日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	127,782	令和6年 10月30日	令和7年 1月6日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	127,782	令和6年 10月30日	令和7年 1月6日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	106,711	令和6年 10月30日	令和7年 1月6日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	60,000	令和6年 10月30日	令和7年 1月6日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	60,000	令和6年 10月30日	令和7年 1月6日

<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p>	132,892	令和6年 10月30日	令和7年 1月6日
<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p>	130,987	令和6年 11月27日	令和7年 1月22日
<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p>	72,704	令和6年 11月27日	令和7年 1月22日
<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p>	76,991	令和6年 11月27日	令和7年 1月22日
<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p>	66,269	令和6年 11月27日	令和7年 1月27日

## 報告第2号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、令和7年1月9日訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

### 2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

### 3 請求の要旨

- (1) 相手方らが、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費、平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金等を支払うことを命じた仮執行の宣言を付した支払督促を認可する。
- (2) 督促異議の申立て後の訴訟費用は、相手方らの負担とする。  
との判決を求める。

### 4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、令和6年9月2日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費
<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p>	<p>円</p> <p>121,747</p>
<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p>	<p>121,747</p>

## 「議案第 19 号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案」の関連報告について

### 1 改正の理由・内容

住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するため、照葉はばたき校区への公民館新設に伴い、その位置を定める必要があるため。

### 2 施行期日

教育委員会規則で定める日

### ○福岡市公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第 1		別表第 1	
名	位 置	名	位 置
中略		中略	
福岡市西都北公民館	福岡市西区北原二丁目	福岡市西都北公民館	福岡市西区北原二丁目
別表第 2 (略)		福岡市照葉はばたき 公民館	福岡市東区香椎照葉六 丁目
		別表第 2 (略)	

## 1 計画の枠組み

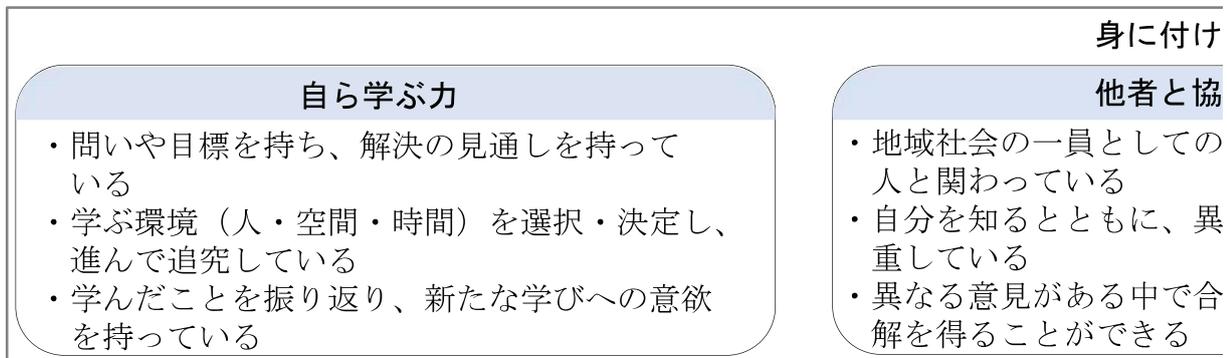
【位置づけ】 地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画

【計画の範囲】 市立学校（小学校・中学校・特別支援学校・高等学校）における取組みを中

【計画の期間】 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

## 2 計画の全体像

目指す人間像（こん  
「自分の可能性を信じ、様々な変化や困難  
他者と力を合わせ、豊か



### 基本方針（大切にしていること）

#### 子どもを主体とした学びの推進

受動的な学びから、自律的な学びへの転換。教員は学びを支える伴走者として、学びに必要な時間などを調整

#### 多様な教育ニーズへの対応

特別な支援を必要とする児童生徒や不登校児童生徒など、多様なニーズを有する児童生徒の個に応じた支援

#### 教員の資質・意欲の向上

資質と意欲のある教員が心身ともに充実し、自己を高めながら、生き生きと子どもたちと接することができるよう、優れた人材の採用や資質・能力の向上、学校における働き方改革や処遇改善などを

#### 安全・安心な教育環境の整備

安全・安心を確保しつつ、新しい時代の学びを実現する場となるよう、教育環境の向上を推進

#### 地域連携の推進・家庭教育の支援

家庭や地域等との連携・協働や地域・社会の多様な人材等の活用による学校教育活動の充実、における教育の支援

計画推進にあたって

・ Well-being（ウェルビーイング）



心とし、家庭・地域等の取組みも含めた、教育に関する分野

な人になってほしい)  
に主体的に向き合い、  
な人生やよりよい社会を切り拓く人」

てほしい力

**働する力**  
自覚を持ち、多様な  
なる他者を知り、尊  
意形成を図り、納得

**未来をつくる力**

- ・ 様々な学びや経験を通して、なりたい自分を  
想い描いている
- ・ 身の回りや社会における変化や困難を自分事  
として前向きに受け止めている
- ・ 失敗を恐れずに新しいことに挑戦している

**施策**

- 人や空間・
- 々の状況に
- ることが  
推進
- 
- 地域や家庭

- 1 確かな学力の育成
- 2 豊かな心の育成
- 3 健やかな体の育成
- 4 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
- 5 教員の確保及び資質・能力の向上
- 6 教員が子どもと向き合い、チームとして対応で  
きる環境づくり
- 7 安全・安心に学ぶことができる環境の整備
- 8 学校と家庭・地域等の連携強化及び  
家庭・地域等における教育の支援

の共通の視点 (※)

- ・ DX (デジタルトランスフォーメーション)

# 第3次福岡市教育振興基本計画の原案について

## 3 各施策の内容

### 1 確かな学力の育成

子どもを主体とした学びを通して、自ら問いや目標を持ち、自ら考え、判断・行動し、その結果や過程を振り返り、次の学びにつなげていくことができる資質・能力等の育成を図る。

#### 【主な取組み】

- ・子どもを主体とした学びの推進に向けた授業改善
- ・学校のICT環境整備、教育データの活用 等

### 2 豊かな心の育成

道徳教育や様々な体験活動など学校教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな情操や道徳心を培い、自己や他者を理解し、他者への思いやり、自己肯定感、社会性などを育む。

#### 【主な取組み】

- ・道徳教育の推進
- ・人権教育の推進 等

### 3 健やかな体の育成

児童生徒が自ら運動やスポーツに親しむことを通して、体力の向上を推進するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進に取り組み、健やかな体の育成を図る。

#### 【主な取組み】

- ・体力向上の推進
- ・水泳授業の充実 等

### 4 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

児童生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、社会的包摂の観点も踏まえ、個々の状況に応じた適切な支援に取り組むことにより、多様な教育ニーズに対応しながら、一人ひとりの能力を伸ばし、可能性を引き出す教育を推進する。

#### 【主な取組み】

- ・教育相談・支援体制の充実
- ・不登校児童生徒の支援 等

## ※ 計画推進にあたっての共通の視点について

### ○Well-being（ウェルビーイング）

子どもの権利が尊重され、子どものウェルビーイングを向上させるという視点を常に意

### ○DX（デジタルトランスフォーメーション）

教育の質の向上や困難を抱える子どもの支援、教員の負担軽減など様々な場面において

## 5 教員の確保及び資質・能力の向上

資質と意欲のある人材の採用や教員が学び続けることができる環境づくりを推進することにより、教育に対する使命感や情熱等を持った教員を確保するとともに、教育の専門家としての資質・能力の向上を図る。

### 【主な取組み】

- ・実践力のある教員の確保に向けた取組み
- ・資質・能力の向上に向けた研修の充実 等

## 6 教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり

教育は、教員が子どもたちとの触れ合いの中で一人ひとりの可能性を引き出し、成長を促す営みであるため、働き方改革や「チーム学校」の推進等を通して、教員が自己を高めながら、生き活きと子どもと向き合うことができる環境づくりを推進する。

### 【主な取組み】

- ・働き方改革の推進
- ・学校のマネジメント体制の強化 等

## 7 安全・安心に学ぶことができる環境の整備

学校施設をはじめとした教育環境の向上や、関係機関等と連携した児童生徒の安全を確保する取組みなどにより、子どもたちが安全に安心して学ぶことができる環境の整備を推進する。

### 【主な取組み】

- ・学校施設の計画的な改修・建替え
- ・学校規模適正化の推進 等

## 8 学校と家庭・地域等の連携強化及び家庭・地域等における教育の支援

子どもたちは、家庭や地域の中で様々な体験や人との関わりを通して成長していくものであり、学校と家庭・地域等との連携強化を図るとともに、家庭教育や地域における学習活動の支援等に取り組み、地域全体で子どもたちの学びを支える環境づくりを推進する。

### 【主な取組み】

- ・地域連携の推進
- ・家庭教育の支援、地域における学習活動への支援

識。教員のウェルビーイングを確保することも必要

デジタル化でより良い効果や新しい価値を見出すことができるかを意識

## 専門学科を有する市立高校のあり方の検討状況について

専門学科を有する市立高校のあり方について、令和5年度の有識者会議の報告書や市内企業へのアンケート、教育こども委員会における意見などを踏まえ、学科や新しい学びの内容等の検討を進めており、現在の検討状況について報告するもの。 [R6.6月議会 教育こども委員会報告から一部抜粋]

### 1 福岡女子高校

#### (1) 背景

- ・市産業では卸売・小売業が減少し、AI等で代替しやすい職種の需要減少が予測される一方、観光、クリエイティブ関連の人材需要の高まりが見込まれ、語学や問題発見・解決能力等の育成が必要

#### (2) 育成する人材像

- ・社会・地域課題への探究心と解決に向けた行動力、高い語学力と国際感覚を身につけた、市の産業や地域の将来に貢献する人材

#### (3) 今後の方向性

- ・専門分野ごとに独立した学び（服飾デザイン科、食物調理科、保育福祉科、生活情報科、国際教養科、普通科）を見直し、総合学科（複数の専門教科から学びを選択）1学科に改編
- ・上記人材像は、性差によらず育成が求められており、共学化を実施

#### (4) 学科改編と教育内容の見直し

- ・語学力（英・韓・中）、コミュニケーション能力を育成し、多文化理解学習を推進
- ・地域を学習フィールドにした課題解決型学習を推進
- ・1年次にキャリア教育を実施し、2年次以降、生徒が進路希望に応じ科目を選択

#### 【学びのイメージ】

1年次	2年次	3年次
共通（国語、数学などの必修の学習内容）		
英語教育（コミュニケーション能力の育成）		
探究的な学習（課題発見、情報活用等の能力育成）		
キャリア教育	選択	複数の学びの系統を用意 グローバル、食、看護、教育、情報等
		複数の体験型学習を用意 国際交流、調理・保育実習、デザイン等

#### (5) 共学化

##### ① 新しい学校名

- ・令和7年度に、保護者、同窓会、地域等で構成する校名検討委員会（仮称）を設置
- ・新校名を公募し、検討委員会での議論を経て、候補を選定し条例改正案を提出
- ・制服、校歌等は、生徒等の意見を踏まえながら、学校が主体となり検討

##### ② 環境整備

- ・男性トイレの増設等、今後、施設の改修工事を実施（R7：設計、R8：工事）

### 2 博多工業高校

#### (1) 背景

- ・県内の建設業等の求人倍率は高く、製造業や第3次産業においても工業人材の需要がある一方で、市内では情報通信業が増加し、全国的にIT人材が不足
- ・また、「AIやデータサイエンスを活用し展開できること」「専門技術と社会課題をつなぎ合わせ、新しい価値を創造できること」など、高度なデジタル人材の育成が必要

(2) 育成する人材像

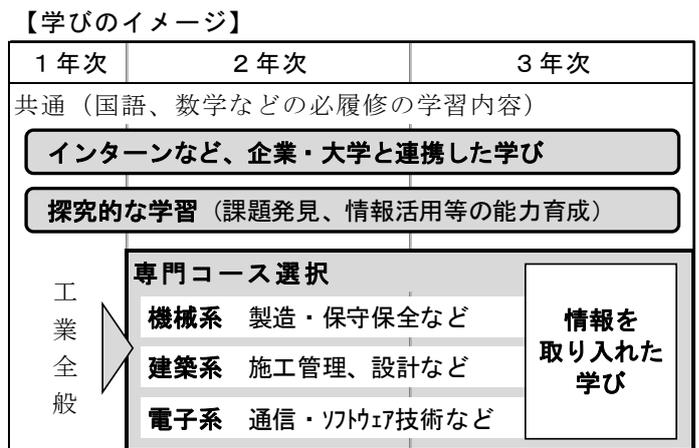
- ・時代に即した工業技術を有し、市の産業を支え、次代のものづくり現場のリーダーとなれる人材
- ・高度な情報技術を活用・展開し、社会に新しい価値を生み出すことのできる人材

(3) 今後の方向性

- ・専門の学び（機械科、自動車工学科、建築科、インテリア科、画像工学科、電子情報科）を、幅広い工業の知識・技術が習得できる学び（機械系、建築系、電子系）に再構築し、工業科(仮称)の1学科に改編（1年次：共通、2年次～：コース選択）
- ・高度なデジタル人材の育成にあたり、3年間に限らない学びを検討

(4) 学科改編と教育内容の見直し

- ・企業、大学と連携した実習活動や専門技術を活かした課題解決型学習を推進
- ・工業技術に情報を取り入れた学びを推進
- ・1年次に工業全般を学び、2年次以降、生徒が進路希望に応じコースを選択



(5) 3年間に限らない学び

① 今後の取組方針

- ・AI やデータサイエンス等の分野は、技術者不足が顕著で今後の伸長が予想されるが、高校3年間の学びだけでは、高度デジタル人材の育成が不十分
- ・設置する教育機関については、市内企業のデジタル化推進などの、地域課題・社会課題の解決への貢献が求められる  
 ※市内企業へのアンケートにおいても、IT人材育成のため、5年一貫の実践的な教育を提供する教育機関へのニーズが高いことを確認（肯定的な意見：79.3%）
- ・5年一貫の実践的教育や研究により、高度な技術者を養成することができる高等専門学校の設置に向け、具体的な準備に着手

② 今後の進め方

- ・学びの内容や教員確保、施設計画等についての準備に着手し、設置時期を含めて詳細に検討
- ・設置にあたり国の認可を受ける必要があり、ノウハウを有する市内大学や企業に協力を依頼

3 全体スケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
福岡女子	カリキュラム検討 新校名等検討	★条例改正 (新校名) 教科書採択 施設改修	入試 ★学科改編、共学化
博多工業	カリキュラム検討	教科書採択 入試	★学科改編 高等専門学校設置に向けた詳細検討（教育内容、施設計画、教員確保など）